

農地集積設備導入支援事業（農地機構） 〔担い手の農地集積の取組みを支援〕

- 認定農業者や新規就農者等が、（公財）香川県農地機構から農地を借受けて経営開始又は規模拡大するのに伴い、必要となる設備や耐久性資材について、導入経費の1／3以内（上限30万円）を助成します。

対象者

認定農業者、新規就農者（認定新規就農者又は人・農地プランに位置付けられた就農5年以内の中心経営体）及び認定農業者となることが確実と認められる集落営農法人等



例：農業用設備
（トラクター用
アーム式草刈機）



例：耐久性資材
（トンネル資材）

対象となる整備内容

- （1）農業用設備：トラクターなどに備え付けられる機器・装置などで、単独では導入効果が得られない、又は単独で利用できないもの
- （2）耐久性資材：トンネル被覆用の支柱や留め具、長期展張フィルムなど、複数年にわたり使用可能な資材

助成額

事業費の1／3以内（上限30万円）

申請先

（公財）香川県農地機構 （農業改良普及センターを經由）

お問い合わせ先

- ・ 各農業改良普及センター
- ・ （公財）香川県農地機構（087-831-3211）